船舶事故等調査報告書

平成２７年９月１７日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１５横第２１号
事故等種類	衝突
発生日時	平成２７年２月４日　１３時００分ごろ
発生場所	静岡県磐田市南方沖 掛塚灯台から真方位１３９°４.６海里付近 （概位　北緯３４°３５.３０′　東経１３７°５１.８５′）
事故等調査の経過	平成２７年２月４日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	 Ａ　漁船　海王丸、４.９トン ＳＯ３－１９４８０（漁船登録番号）、個人所有 Ｂ　プレジャーボート　Real、１.６トン ２４０－６１０５９静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長Ａ、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 船長Ｂ、二級小型船舶操縦士
死傷者等	Ａ　なし Ｂ　軽傷　２人（船長Ｂ及び同乗者Ｂ）
損傷	Ａ　船首に擦過傷 Ｂ　船外機に破損
事故等の経過	Ａ船は、船長が１人で乗り組み、平成２７年２月４日０９時００分ごろ磐田市福田漁港を発し、磐田市南方沖の漁場に向かった。 船長Ａは、０９時４０分ごろ漁場に到着して漂泊し、潮に流されながら操業した後、潮上りして元の場所へ戻ることを繰り返していた。 Ａ船は、約１０回目の潮上りをするため、船首を南西に向けて漂泊した状態で主機を始動し、左回頭して東進を開始したところ、１３時００分ごろ、その船首が至近で漂泊中のＢ船の船尾に衝突した。 Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、友人（同乗者Ｂ）１人を同乗させ、静岡県浜松市のマリーナを発し、１０時００分ごろ磐田市南方沖に到着後、潮に流されながら釣りを行い、潮上りして元の場所へ戻ることを繰り返していた。 船長Ｂは、１２時５５分ごろ、潮上りした後、主機を中立運転とした状態で、船首を東に向けて漂泊を開始し、Ｂ船の西方至近に漂泊するＡ船を認めた。 Ｂ船は、漂泊を続けていたところ、至近でＡ船が動き出し、接近するのを認めたものの、衝突を避けることができず、Ａ船と衝突した。
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　南西、風力　２

	海象：海上　平穏
その他の事項	船長Ａは、本事故発生前の約１５分前から漂泊していたが、Ａ船の東方で、後から漂泊を開始したＢ船に気付かなかった。
分析	
乗組員等の関与	Ａ　あり、Ｂ　なし
船体・機関等の関与	Ａ　なし、Ｂ　なし
気象・海象等の関与	Ａ　なし、Ｂ　なし
判明した事項の解析	Ａ船は、磐田市南方沖で漂泊中、船長Ａが、潮上りをしようとして東進を開始する際、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、至近で漂泊しているＢ船に気付かずに回頭し、Ｂ船と衝突したものと考えられる。 Ｂ船は、磐田市南方沖で漂泊中、至近でＡ船が動き出し、接近するのを認めたものの、衝突を避けることができず、Ａ船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、磐田市南方沖において、Ａ船及びＢ船が漂泊中、船長Ａが、潮上りをしようとして東進を開始する際、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、至近で漂泊しているＢ船に気付かずに回頭し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・釣り船やプレジャーボートが多く出ている場所で釣りを行う場合は、周囲の船舶の動静に十分に注意すること。